公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第4章 会員総会

(構 成)

- 第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の会員総会をもって法人法の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 会員総会は、次の事項について議決する。
 - 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事の選任又は解任
 - 三 理事及び監事の報酬等の額
 - 四 計算書類等の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 - 2 すべての正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総 会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第18条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の 議決権の過半数をもって行う。総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 この場合においては出席したものとみなす。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人は前項の議事録に記名押印する。